

奈 健 衛 号 外
令 和 7 年 5 月 1 9 日

一般社団法人奈良市薬剤師会 会長 様

奈良市保健所長
(公 印 省 略)

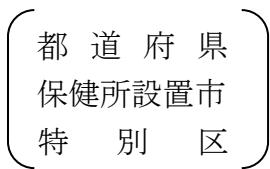
令和 7 年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
令和 7 年度版「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト
マニュアル～医療機関等・事業者向け～」について

このことについて、厚生労働省医政局参事官（医療情報担当）及び厚生労働
省医薬局総務課長から通知がありましたので送付させていただきます。

つきましては、貴会会員様へご周知いただきますようよろしくお願いいたし
ます。

奈良市健康医療部保健所
保健衛生課 医事薬事係
Tel : 0742-93-8395
FAX : 0742-34-2485

医政参発 0514 第 3 号
医薬総発 0514 第 3 号
令和 7 年 5 月 14 日

各  薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局参事官
(医療情報担当)
(公印省略)
厚生労働省医薬局総務課長
(公印省略)

令和 7 年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
令和 7 年度版「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル
～医療機関等・事業者向け～」について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局のサイバーセキュリティ対策において取り組むべき事項については、「令和 6 年度版
「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び令和 6 年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～」について」
(令和 6 年 5 月 13 日付け医政参発 0513 第 8 号・医薬総発 0513 第 1 号、厚生労働省医政局
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官・医薬局総務課長連名通知。以下「チェックリスト等」という。) によりお示ししてきたところです。

今般、チェックリスト等の一部項目について見直しを行い、令和 7 年度版「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び令和 7 年度版「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関等・事業者向け～」として、別添 1 及び 2 のとおり改訂しました。

貴職におかれでは、本通知について御了知の上、薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底
を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル

～医療機関等・事業者向け～

本マニュアルは、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」または「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）をわかりやすく解説するものです。チェックリストを活用する際に、ご覧ください。

～はじめに～

- 医療機関等に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっています。医療機関等が適切な対策をとることで、こうしたサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントによる患者の医療情報の流出や、不正な利用を事前に防ぐことが重要です。医療情報システムは、効率的かつ正確に医療行為を行う上で重要な役割を果たしています。医療の継続性を支える観点からも、適切な管理の下、医療情報システムを利用することが求められています。

- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策については、厚生労働省が作成している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を参照の上、適切な対応を行うこととしているところ、このうち、まずは医療機関等が優先的に取り組むべき事項をチェックリストにまとめました。
本マニュアルは、医療機関等におけるチェックリストを用いた確認の実行性を高めるために、サイバーセキュリティ対策に馴染みがない方にもご理解いただけるよう、チェック項目の考え方や確認方法、用語等についてなるべく平易な言葉で解説することを目指しました。

- 医療機関等および医療情報システム・サービス事業者（以下「事業者」という。）は、本マニュアルを参考しつつチェックリストを活用して、日頃から実のあるサイバーセキュリティ対策を行って下さい。

目次

I チェックリストの使い方	3
II 各チェック項目の解説	5
1 体制構築 【医療機関等確認用・事業者確認用】	5
① 医療情報システム安全管理責任者を設置している。	5
2 医療情報システムの管理・運用 【医療機関等確認用・事業者確認用】	6
① サーバ、端末 PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。（医療情報システム全般）	6
② リモートメンテナンス（保守）を利用している機器の有無を事業者に確認した。 （医療情報システム全般）	7
③ 事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出してもら う。（医療情報システム全般）	7
④ 利用者の職種・担当業務別の情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。（医療情報システム全般）	8
⑤ 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除または無効化をしている。 （医療情報システム全般）	8
⑥ セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。（医療情報システム全般）	9
⑦ パスワードは英数字、記号が混在してさせた 8 文字以上とし、定期的に変更している。（医療情報シス テム全般）	10
⑧ パスワードの使い回しを禁止している。（医療情報システム全般）	11
⑨ USB ストレージ等の外部記録媒体や情報機器に対して接続を制限している（医療情報システム全般）	11
⑩ 二要素認証を実装している。または令和 9 年度までに実装予定である。（医療情報システム全般）	12
⑪ アクセスログを管理している。（サーバ）	12
⑫ バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。 （サーバ、端末 PC）	13
⑬ 接続元制限を実施している。（ネットワーク機器）	13
3 インシデント発生に備えた対応 【医療機関等確認用】	14
① インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）の連絡体制図があ る。	14
② インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実 施と復旧手順を確認している。	15
③ サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定している。	15
4 規程類の整備 【医療機関等確認用】	16
① 上記 1～3 のすべての項目について、具体的な実施方法を運用管理規程に定めている。	16

～立入検査時、チェックリストを確認します～

医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査では、病院、診療所および助産所においてサイバーセキュリティ確保のために必要な取組を行っているかを確認することとしています。また、薬機法に基づく立入検査では、薬局においてサイバーセキュリティ確保のために必要な取組を行っているかを確認することとしています。

立入検査では「医療機関確認用」または「薬局確認用」、「事業者確認用」の全ての項目について、確認日と回答等が記入されていることを確認します（※）。このうち、2-①の台帳、3-①の連絡体制図、3-③の事業継続計画（BCP）、4 の規程類は現物を確認しますので、立入検査までに作成してください。

日頃の確認に加え、立入検査前は改めてチェックリストを用いてサイバーセキュリティ対策の状況を確認しましょう。

なお、医療機関等は各事業者からチェックリストを回収しておきましょう。

（※）事業者と契約していない場合には、「医療機関確認用」または「薬局確認用」2-②及び2-③についての確認は求められません。

～参考資料～

◇[特集] 小規模医療機関等向けガイダンス

診療所や歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等の小規模医療機関等（以下「小規模医療機関等」という。）では、医療情報システムの安全管理を専任で対応する人材が十分に確保できないというケースも多くみられます。本ガイドラインは、小規模医療機関等において、ガイドラインに示されている安全管理対策を実施するために必要な内容の概略を簡易的に示しています。

◇[特集] 医療機関等におけるサイバーセキュリティ

本ガイドラインはサイバーセキュリティに関係する部分を要約し、サイバー攻撃の典型例など具体的な事例などをまとめています。チェックリストを用いた確認と併せて一読いただき、ぜひサイバーセキュリティに対する理解をさらに深めてください。

※ 厚生労働省 HP 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版 特集」に掲載しています。

II 各チェック項目の解説

1 体制構築

【医療機関等確認用・事業者確認用】

- ① 医療情報システム安全管理責任者を設置している。

医療機関において、医療機関の経営層は安全管理を直接実行する医療情報システム安全管理責任者を設置する必要があります。医療情報システム安全管理責任者としての職務は、情報セキュリティ方針の策定及び教育・訓練を含む情報セキュリティ対策を推進することです。情報セキュリティ対策の実効性を確保するために、経営層が医療情報システム安全管理責任者に就くことが望ましいですが、医療機関の規模・組織等によっては企画管理者が兼務することもあります。

また、薬局においては、医療機関等において医療情報システムの安全管理（企画管理、システム運営）の実務を担う「企画管理者」や医療情報システムの安全管理を直接実行する「医療情報システム安全管理責任者」（以下併せて「システム管理責任者」という。）や、医療情報システムの実装・運用を担う「システム運用担当者」を設置する必要があります。システム管理責任者としての職務は、情報セキュリティ方針の策定及び教育・訓練を含む情報セキュリティ対策を推進することです。なお、小規模な薬局の場合には、薬局の管理者が、システム管理責任者やシステム運用担当者を兼任する場合があると考えられます。

また、事業者においても医療情報システム等の提供に係る管理責任者を設置する必要があります。

（用語の解説）

企画管理者：医療機関等において医療情報システムの安全管理の実務を担う担当者を指します。

▶経営管理編
3.1.2②
3.2

② リモートメンテナンス（保守）を利用している機器の有無を事業者に確認した。

（医療情報システム全般）

リモートメンテナンス（保守）作業または保守環境に対するサイバー攻撃が想定されます。システム運用担当者は、このようなリスクに対応するために必要な措置を講じ、企画管理者等に報告する必要があります。そのため、システム運用担当者は、2-①で整理した情報をもとにリモートメンテナンスを利用している機器の有無を事業者に確認し、企画管理者等へ報告してください。

なお、本項目は、事業者と契約していない場合には、チェックリストの記入は不要です。

（用語の解説）

システム運用担当者：医療機関等において医療情報システムの実装・運用を担う担当者を指します。

▶企画管理編
9.1
▶システム運用編
10.1

③ 事業者から製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を提出してもらう。（医療情報システム全般）

医療情報システムのセキュリティに関するリスク評価およびリスク管理を実施するあたっては、事業者が作成する医療情報セキュリティ開示書（MDS/SDS）を確認することが有效です。企画管理者等は事業者へ当該医療情報システムに関するMDS/SDSの有無を確認し、事業者から回収してください。

なお、本項目は、事業者と契約していない場合には、チェックリストの記入は不要です。

（用語の解説）

MDS/SDS : Manufacturer / Service Provider Disclosure Statement for Medical Information

Security : 医療情報セキュリティ開示書（製造業者/サービス事業者による医療情報セキュリティ開示書の略称です。各製造業者/サービス事業者の医療情報システムのセキュリティ機能に関する説明の標準的記載方法（書式）をJIRA(一般社団法人 日本画像医療システム工業会)/JAHISで定めた物で、厚生労働省標準規格として認定されています。製品/サービス説明の一部として製造業者/サービス事業者によって作成され、セキュリティマネジメントを実施する医療機関等を支援するため、医療機関等側において必要な対策の理解を容易にすることなどの用途に用いられることが想定されています。

▶概説編
4.5

⑥ セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。

（医療情報システム全般）

不正ソフトウェアは、電子メール、ネットワーク、可搬媒体等を通して医療情報システム内に侵入する可能性があります。対策としては不正ソフトウェアのスキャン用ソフトウェアの導入が効果的であると考えられ、このソフトウェアを医療情報システム内の端末、サーバ、ネットワーク機器等に常駐させることにより、不正ソフトウェアの検出と除去が期待できます。

しかし、不正ソフトウェア対策のスキャン用ソフトウェアを導入し、適切に運用したとしても、全ての不正ソフトウェアが検出できるわけではありません。このため、システム運用担当者がまず実施すべき対策として、スキャン用ソフトウェアの導入に加えて、パターンファイルの更新を含め、セキュリティ・ホール（脆弱性）が報告されているソフトウェアへのセキュリティパッチを適用することが挙げられます。

なお、医療情報システムを、今後新規導入又は更新するに際しては、保守契約の見直しや運用管理規程の変更により、セキュリティパッチを定期的に適用できる等適切な安全管理体制の構築に努めることが重要です。その際、事業者等との契約時の取り決めについては、参考資料として「医療情報システムの契約における当事者間の役割分担に関する確認表」（※）が挙げられます。

（用語の解説）

パターンファイル：ウイルス対策ソフトがウイルスを発見するために使用するデータのこと。

（補足）

古いOS（Operating System の略。コンピュータを動作させるための基本的機能を提供するシステム全般のこと）を使用している等の理由で、動作確認ができずパッチが適用されていない場合がありますが、こうした機器がサイバー攻撃の対象になることがありますので、本項目を通じてシステム状況を確認することが重要です。

※[医療情報システムの契約における当事者間の役割分担等に関する確認表（METI/経済産業省）](#)

▶システム運用編

8③

8.1

8.2

13.2

⑦ パスワードは英数字、記号が混在した8文字以上とし、定期的に変更している。

※二要素認証、または13文字以上の場合は定期的な変更は不要 (医療情報システム全般)

情報機器に対して起動時のパスワード等を設定すること、設定に当たっては出荷時に
おけるパスワードから変更し、推定しやすいパスワード等の利用を避けるとともに、情
報機器の利用方法等に応じて必要があれば定期的なパスワードの変更等の対策を実施す
ることが求められます（※）。

端末PCのログインパスワードのみならず、サーバやネットワーク機器のパスワードが
推定しやすいものであると、サイバー攻撃の起点となります。サーバ、ネットワーク機
器のパスワードを事業者が管理している場合、医療機関等は事業者確認用チェックリスト
を用いて、事業者の設定、運用しているパスワードがガイドラインの要件を満たすも
のであるかを確認する必要があります。

この際、事業者側は各医療機関等のパスワードのリストについて、漏洩リスクを最小
限とする様、厳重に管理する必要があります。

医療機関等の端末PCにおいても、ユーザ向けログインパスワードをモニターに付箋で
貼る等の管理は絶対に避けなければなりません。

なお、利用するパスワードが13文字以上のランダムな設定がなされており、パスワー
ド管理の安全性などが担保されているシステムを用いている場合には、パスワードの定
期的変更は必ずしも求められません。また、二要素以上の認証の場合、ID/パスワードの
みの認証よりも安全性が高いことから、8文字以上の推定困難な文字列であれば定期的
な変更は求めないこととしています。定期的な更新が難しい場合はこのような設定をご
参考ください。

●強固なパスワードの例

- ・英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列
- ・英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更させる
- ・二要素以上の認証の場合、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字
列
- ・複数の機器や外部サービス等で、同一のパスワードを設定しない

▶システム運用編
8.⑤

⑧ パスワードの使い回しを禁止している。(医療情報システム全般)

パスワードの使い回しは漏えいリスクを高め、一度の漏えいにより被害範囲が拡大するため、複数の機器や外部サービス等で、同一のパスワードを設定しないことが必要です。

▶システム運用編
8.⑤

事業者においては、事業者内及び、医療機関等に設置したサーバ、ネットワーク機器等について、パスワードの使い回しが行われていないか確認してください。

〈危険なパスワード使い回し例〉

- 施設内のサーバ、ネットワーク機器等に同一のパスワードを用いている
- 事業者が契約している複数施設に対して同一のパスワードを用いて管理している
- 出荷時のパスワードから変更を行っていない

⑨ USB ストレージ等の外部記録媒体や情報機器に対して接続を制限している。

(医療情報システム全般)

記録媒体や情報機器等の利用は、持ち出し先での紛失や盗難のほか、医療情報システムの端末 PC やサーバに USB ストレージ経由での不正ソフトウェア混入が想定されます。

他の医療情報システムや医療機器等にマルウェア感染が広がる事を防ぐべく、USB ストレージ等の外部接続機器に対して接続の制限を行う必要があります。業務の必要性に応じて外部接続機器を利用する場合には、記録媒体及び記録機器の保管及び取扱いについて適切に行う必要があります。

- ・医療情報の持ち出しが可能となる記録媒体や情報機器等を限定する（※）。
- ・医療情報の持ち出しに対する手続等の運用管理規程を策定する。
- ・記録媒体・情報機器等を医療機関等に持ち帰った場合のそれらの確認に関する手続等の運用管理規程を策定する。

等を行うことが求められます。

※例えば病院等の情報システム部門が管理する特定の記録媒体以外の読み込みを不能とし、利用前の記録媒体へのウイルススキャンや利用後の初期化を行う等の対策が想定されます。

事業者においては、医療機関等からの依頼に基づいて USB 等の接続制限を行っている、又は医療情報システムがその機能を有するか医療機関等への情報提供を行ってください。

▶企画管理編
8.2.2
▶システム運用編
8.①

⑫ バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。
(サーバ、端末 PC)

不正ソフトウェアは電子メール、ネットワーク等の様々な経路を利用して医療情報システム内に侵入する可能性があります。

システム側の脆弱性を低減するため、まずは利用していないサービスや通信ポートを非活性化させることが重要です。システム運用担当者はプログラム一覧やタスクマネージャー等で不要なソフトウェアやサービスが作動していないかを確認し、不要なものがある場合は企画管理者等に相談の上、対策を講じてください。

▶システム運用編
8.1

⑬ 接続元制限を実施している。(ネットワーク機器)

外部ネットワークに接続する際には、ネットワークや機器等を適切に選定し、監視を行うことが必要です。

特に、無線 LAN を使用する際は不正アクセス対策として適切な利用者以外に無線 LAN を利用されないようにすることが重要です。システム運用担当者は、例えば、ネットワーク機器に接続出来る MAC アドレスが限定すること等、不正アクセス対策を実施してください。

(用語の解説)

MAC アドレス : Media Access Control アドレスの略。LAN カードの中で、イーサネット（特に普及している LAN 規格）を使って通信を行うカードに割り振られた一意の番号。インターネットでは IP アドレス以外にも MAC アドレスを使用して通信を行っています。LAN カードは、製造会社が出荷製品に対して厳密に MAC アドレスを管理しているため、同一の MAC アドレスを持つ LAN カードが 2つ以上存在することはできません。

(補足)

MAC アドレスによるアクセス制限の効果は限定的であることに留意する必要がありますので、追加の対策はガイドラインや事業者とも確認をお願いします。

▶システム運用編
13⑪

② インシデント発生時に診療を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。

非常時でも、稼働が損なわれた医療情報システムを復旧できるよう、情報システムやデータ等のバックアップを適切に確保し、その復旧手順を整備・確認しておくことが求められます。企画管理者等はバックアップを確保する際、重要なファイルについては、不正ソフトウェアの混入による影響が波及しないよう複数の方式で世代管理するよう設計し、システム運用担当者は手順に従いバックアップを確保してください。復旧手順の整備については、例えば、BCPに復旧手順を定めるなどの方法が挙げられます。

(用語の解説)

世代管理：バックアップの一種で、最新データだけでなく、それ以前のデータもバックアップする方法を指します。例えば、3世代以上で管理する場合、日次でバックアップを行うならば、「3世代以上」とは「3日以上」のバックアップを確保することになります。

(補足)

3世代目以降のバックアップはオフライン（物理的あるいは論理的に書き込み不可の状態）にする等の対策が望ましいです。

▶経営管理編
3.4.1
▶企画管理編
11.2
12.2
▶システム運用編
11.1
12.2
18.1

③ サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定している。

医療機関等の経営層等は企画管理者等と連携して非常時における業務継続の可否の判断基準や継続する業務選定等の意思決定プロセスを検討し、サイバー攻撃を想定したBCP等を整備することとしています。このBCPを整備しておくことにより、万が一サイバー攻撃を受けても重要業務が中断しない、または中断しても短い期間で再開することが期待できます。

▶経営管理編
3.4.1
▶企画管理編
11.1

4 規程類の整備 【医療機関等確認用】

①上記 1-3 のすべての項目について、具体的な実施方法を運用管理規程等に定めている。
(医療情報システム全般)

医療情報システムの安全管理が適切に行われるためには、組織内において明文化されたルールが必要となります。例えば、

- ・医療情報システムの利用ができる機器の管理方法

例) システム管理者は不正な利用の防止および発見に向け、情報システムの利用者ごとに適切なアクセス権限を付与したアカウントを登録し、定期的に操作ログを確認する。

- ・医療情報システムに異常が生じた場合の対応

例) 災害、サイバー攻撃等により、一部医療行為の停止等、医療サービス提供体制に支障が発生する非常時の場合、別途定める事業継続計画（BCP）に従って運用を行う。

- ・職員の情報セキュリティなどに関する教育や訓練に関すること

例) システム管理者は、情報システムの利用者に対し、定期的に情報システムの取扱い及びプライバシー保護に関する研修を行う。

などが挙げられ、経営層や企画管理者が管理できるようにすることが求められます。

これらの内容について、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや小規模医療機関等向けガイダンス等を参考にして策定してください。

立入検査時は、本規程類も確認対象となります。

▶企画管理編
4.1

